

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会 特別支援教育士資格更新規程

新旧対照表(2024年2月4日改定、2024年4月1日施行)

(下線を付した部分が改定部分である)

改定	現行
改定:2024年2月4日	改定:2023年11月12日
<p>第2条 S.E.N.S、S.E.N.S-SV の資格の有効期間は、5 年間とする。</p> <p>2 S.E.N.S の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年目の 12 月末日までに「資格更新必修研修」(必修:2 ポイント以上)を受講すると共に、次に示す I ~ IX の領域の中から領域 I (必修)を含む 2 領域以上にわたって、計 15 <u>ポイント(以下、P)</u> 以上を取得していなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>VI 本協会が認める研修会・ワークショップ等への参加 * 公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。</p> <p>1 参加者 … 上限:5P * 主催者が開催 3 ヶ月前までに本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し、<u>審査により認められたポイント数を取得することができる。</u> * <u>主催者から本協会へ提出された参加者名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</u></p> <p>2 講師 … 上限:10P * 開催方法にかかわらず、1 時間:1P、3 時間:2P、5 時間以上:<u>3P</u>とする。 * 教育委員会・教育センター等が主催した研修会で講師をした場合は、依頼状のコピーを提出する。審査を受け認められればポイントを取得することができる。</p> <p>IX 都道府県単位の「S.E.N.S の会」支部会が主催する研修会への参加 (略) * 各支部会から提出された<u>参加者名簿</u>に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。 2. 第 2 条領域 II、III-3、III-4 にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の 15 学会を指</p>	<p>第2条 S.E.N.S、S.E.N.S-SV の資格の有効期間は、5 年間とする。</p> <p>2 S.E.N.S の資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満 5 年目の 12 月末日までに「資格更新必修研修」(必修:2 ポイント以上) <u>(以下、P)</u>を受講すると共に、次に示す I ~ IX の領域の中から領域 I (必修)を含む 2 領域以上にわたって、計 15P 以上を取得していなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>VI 本協会が認める研修会・ワークショップ等への参加 * 公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。 * 主催者が開催 3 ヶ月前までに本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し認められているもの。主催者から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</p> <p>1 参加者 … 上限:5P * <u>オンライン研修の場合、2 時間:1P、4 時間以上:2P</u>とする。 * <u>対面研修の場合、3 時間:1P、5 時間以上:2P</u>とする。 * <u>対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。</u></p> <p>2 講師 … 上限:10P * 開催方法にかかわらず、1 時間<u>以上</u>:1P、3 時間以上:<u>2P</u>、5 時間以上 3P とする。 * 教育委員会・教育センター等、<u>公的機関</u>が主催した研修会で講師をした場合は、依頼状のコピーを提出する。審査を受け認められればポイントを取得することができる。</p> <p>IX 都道府県単位の「S.E.N.S の会」支部会が主催する研修会への参加 (略) * 各支部会から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。 2. 第 2 条 II 領域にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の 15 学会を指す。</p>

<p>す。</p> <p>(略)</p> <p>12. 本規程は、2021年3月7日に一部改定する。</p> <p>13. 本規程は、2023年11月12日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</p> <p>14. 本規程は、2024年2月4日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>12. 本規程は、2021年3月7日に一部改定する。</p> <p>13. 本規程は、2023年11月12日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</p>
--	---

※上表の他に、表記上の違いがあったため、整合性を図った。

例) 文書内の記号「:」の使用方法が統一されていなかった箇所を修正

例) 第2条 領域V-2 講師、領域VI-2 講師、領域IX-1*講師の時間・ポイント数の文言を参加者と合わせた

- ・現行の文言…*開催方法にかかわらず、1時間以上:1P、3時間以上:2P、5時間以上 3Pとする。
- ・改定 ……*開催方法にかかわらず、1時間:1P、3時間:2P、5時間以上:3Pとする。

例) 第3条 2項、3項の「:」「は」表記を「の」に統一

- ・現行の表記…更新審査料:10,000円+消費税、更新登録料(5年間分):10,000円+消費税
- ・改定 ……更新審査料の10,000円+消費税、更新登録料(5年間分)の10,000円+消費税 等